

令和5年度若者向け消費者啓発動画コンクール

募集要項

1 概要

令和4年4月1日に成年年齢が引き下げられたことにより、18歳、19歳の若者を狙った悪質商法の被害増加が懸念されています。富士市では、若者の被害を防止するために、年齢に近い16歳から20歳のみなさんを対象に、悪質商法の注意喚起の動画を募集することとしました。応募いただいた動画は、啓発イベントや学校の授業などで使用させていただきます。また、最優秀賞や優秀賞に選ばれた方には賞品もありますので、是非ご応募ください！

2 募集動画

(1) 映像の長さ 60秒以内。

(2) 映像の内容 以下の2点を満たしてください。

①若者を狙った悪質商法を再現した内容であること。

※再現する悪質商法は、別紙「事例集」の6種類の事例から選んでください。

②映像内に、「富士市消費生活センター」と「0545-55-2756」（消費生活センターの電話番号）を音声またはテロップ等に入れること。

(3) 映像の種類 実写、アニメ、CG等とし、特に制限はありません。

3 応募手順・応募条件

(1) 応募手順

以下の手順で応募してください。

①応募動画を撮影、制作する。

②ご自身のYouTubeのアカウントに応募動画をアップロードする。

※アカウントをお持ちでない場合は、アカウントを作成してください。なお、アカウントの作成方法やYouTubeへの動画のアップロード方法は、YouTubeの公式サイトをご確認ください。

※アップロードした動画は、審査結果の発表まで（10月31日（火）まで）は削除しないでください。審査結果の発表後であれば削除しても構いません。

③アップロードした動画の共有URLと必要事項を以下の応募フォームから送信する。

【応募フォームURL】 <https://logofom.jp/form/5KXT/271303>

※「共有URL」とは「<https://youtu.be>」から始まる文字列で、動画を表示後、「共有」ボタンをクリックすると表示されます。

(2) 応募条件

- ・市内在住、在勤、在学で2003年4月2日から2008年4月1日までに生まれた方。(個人、グループを問いません。グループの場合は、この条件を満たす方を代表者としてください。)
- ・消費者被害の防止を目的として、富士市のウェブサイトやSNSアカウント、各種印刷物等への応募動画の使用をご了承いただける方。

4 募集期間

令和5年7月1日(土)から9月30日(土)まで

5 動画の審査方法及び結果発表

(1) 審査方法

富士市職員5人で構成した審査委員会で受賞作品を決定します。

<審査基準>

- ・被害事例の伝わりやすさ
- ・映像の見やすさ(映像の構成、画質、音声の聞き取りやすさ等)
- ・動画の長さ(内容に対して長すぎたり短すぎたりしないか等)

(2) 結果発表

応募者には、令和5年10月31日(火)にメールで審査結果をお知らせします。また、令和5年11月25日(土)開催の「第49回富士市生活展」(会場:富士市交流プラザ多目的ホール)で授賞式を行います。

6 賞及び賞品

受賞者には、以下の賞品を贈呈します。グループでの応募の場合は、賞品はグループで1つですのでご注意ください。賞品は、「5 動画の審査方法及び結果発表」の(2)に記載の授賞式で贈呈します。

賞	受賞人数	賞品
最優秀賞	1人	1万円分の図書カード、賞状
優秀賞	2人	5千円分の図書カード、賞状

また、応募いただいた方全員に参加賞を贈呈します。(11月27日(月)以降に郵送いたします。なお、グループの場合は、代表者に人数分お送りします。)

7 受賞した動画の使用

最優秀賞及び優秀賞の動画は、富士市のウェブサイト及びSNSアカウントに掲載するほか、市のイベントや学校の授業等で上映する場合があります。ただし、市のウェブサイトやSNSアカウントに掲載した動画は、一定期間掲載後、富士市の判断で予告なく削除しますのでご了承ください。

受賞した動画は、審査結果の発表後に、動画のデータを市に提出していただきます。(CDまたはDVD等の媒体で提出していただきます。詳細は、審査結果の通知後にご連絡します。)

8 注意事項 ※必ずお読みください。

- (1) 本コンクールに応募した方は、この注意事項に同意したものとします。
- (2) 本注意事項のほか、YouTube の利用規約を遵守してください。
- (3) 本コンクールの全部又は一部について、予告なく変更又は中断を行う場合がございます。
- (4) 本コンクールへの応募には、YouTube への登録(無料)が必要です。富士市からは YouTube の操作方法などの案内はいたしませんので、YouTube の公式サイト等をご参照ください。また、YouTube の利用によりトラブルや損害が発生した場合、富士市はその責任を負いません。
- (5) 本コンクールは、YouTube が支援、承認、運営、関与するものではありません。
- (6) 応募動画の著作権は、応募者及び富士市の双方に帰属します。また、応募者は応募動画について、著作権者人格権を富士市に対して行使しない(富士市に対して作者名の表示・非表示を求めない、富士市が作品を改変する場合に拒否しない等)ものとします。また、最優秀賞及び優秀賞を受賞した動画は、富士市及び富士市が許可した団体が、応募者の許諾を要することなく、無償でウェブサイト、YouTube 等における配信、その他の広報物やイベント、PR 等に利用できるものとします。無償での二次使用にご承諾いただける方のみ、応募をお願いします。
- (7) 動画内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者への権利侵害があった場合、富士市は一切責任を負いません。応募者自身の責任で本コンクールへの応募をお願いします。(第三者に対する権利侵害の例：①キャラクターの画像や銅像などの動画への映像使用について、著作権の利用許諾を得ていない ②動画の出演者以外の通行人等の映り込みについて、通行人等本人の許可を得ていない等)
- (8) 動画で使用する映像や音楽について、著作者等から使用の許可をとった場合は、「許可をとった著作物等の名前(曲名等)」と「許可をとった相手の名称(氏名)と連絡先」をまとめたリストを、応募フォームからお送りください。
- (9) 同一動画でなければ何度でも応募できます。ただし、重複受賞はできませんので、重複受賞となる場合は、下位の方が繰り上げ受賞になります。
- (10) 応募の際にかかる通信料は、応募者本人のご負担となります。
- (11) 富士市外で撮影したもので、「2 募集動画」に沿った内容であれば応募可能です。
- (12) 次の内容に該当する、又は該当するおそれがあると富士市が判断した動画は、応募者に通知することなく審査対象から除外するとともに、入賞作品の発表後であっても、入賞を取り消すことができるものとします。
 - ア 法律等に違反する又は違反するおそれのあるもの
 - イ 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
 - ウ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
 - エ 企業や商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ 他の媒体・展覧会などで公表されているもの。
 - キ その他、富士市が不適切と判断したもの
- (13) (6) の応募動画の利用にあたり、動画を一部編集(字幕・ナレーション追加、静止画、切り出し等)することがあります。
- (14) 応募者の個人情報、本コンクールの実施に関する事務処理のみに使用し、本人の同意なく開示・公表しません。ただし、最優秀賞、優秀賞に選ばれた作品は、応募者の氏名(ハンドルネーム)と年齢(グループの場合はグループ名と代表者の年齢)を公表します。

9 問い合わせ先

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所市民部市民安全課

電話：0545-55-2750

FAX：0545-51-0367

メール：si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp